

議案第 102 号

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 279 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「リハビリテーション科」の次に「救急科」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成26年7月1日から適用する。